

令和8年4月

受講生各位

LEC 東京リーガルマインド
不動産鑑定士課

「2026 短答実戦答練 行政法規 第1回」
誤植等の訂正

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度、「**2026 短答実戦答練 行政法規 第1回**」におきまして、下記の誤植が発生いたしました。深くお詫び申し上げますとともに、大変お手数をおかけいたしますが、当訂正表を参照の上、訂正の程何卒よろしくお願いいたします。

2026 短答実戦答練 行政法規 第1回		
頁・行	訂正前	訂正後
問題用紙 32 頁 問題 40 (4) 下から 3～4 行目	(4) 資産運用会社は、投資法人の委託を受けてその資産の運用を行う場合において、当該投資法人から委託された資産の運用に係る権限の 全部又は一部を他の者に対し、再委託することができる。	(4) 資産運用会社は、投資法人の委託を受けてその資産の運用を行う場合において、当該投資法人から委託された資産の運用に係る権限の 全部又は一部を他の者に対し、再委託してはならない。
解説冊子 26 頁 解説 40 (4) 下から 4～5 行目	(4) 正 資産運用会社は、投資法人の委託を受けてその資産の運用を行う場合において、当該投資法人から委託された資産の運用に係る権限の 全部又は一部を他の者に対し、再委託してはならない (202 条)。よって、本肢は正しい。【テキスト P377】	(4) 正 資産運用会社は、投資法人の委託を受けてその資産の運用を行う場合において、当該投資法人から委託された資産の運用に係る権限の 全部又は一部を他の者に対し、再委託することができる (202 条)。よって、本肢は正しい。【テキスト P377】

今後このような不備が生じないよう、スタッフ一同努力してまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

敬具

